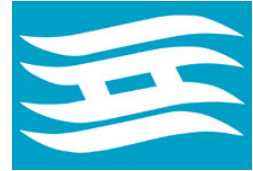


兵庫県公報

令和元年9月13日 金曜日 第40号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	1
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同上（同）	3
公 告	
○ 丹波篠山市上立杭地区整備計画案の縦覧公告（丹波県民局）	3
公安委員会告示	
○ 各警備業務に係る検定合格者審査	3

告 示

兵庫県告示第384号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和元年9月13日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
沼島区域	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業	令和元年8月7日



兵庫県告示第385号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
伊丹市瑞原4丁目1番地
所長 竹見政義
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
伊丹市瑞原4丁目1番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 1)			65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 2)		
能 力	0.5m ³ /日			9m ³ /日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後			同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日			同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後			同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続			同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし			同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大	
	水素イオン濃度 (水素指数)	1.4	1.3	1	1	
	生物学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1未満	1	1未満	1	
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1未満	1	1未満	1	
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	1未満	10	1未満	10	
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—	1,280	1,540	
	リン含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	6,800	8,100	1,330	1,600	
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	5,300	6,300		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.4	0.5	8.9	9		

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年9月13日から同年10月4日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第386号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年9月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間
令和元年9月6日から令和2年3月31日まで

3 作業地域

宍粟市一宮町福知地内ほか



兵庫県告示第387号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年9月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（道路3次元データ計測）

2 作業期間

令和元年9月10日から同年12月20日まで

3 作業地域

三木市の一部

公 告

丹波篠山市上立杭地区整備計画案の縦覧公告

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「条例」という。）第32条第2項において準用する条例第12条第1項の規定により、丹波地域の丹波篠山市上立杭地区の整備計画案を次のとおり公告し、縦覧に供する。

なお、同区域内の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、電話番号及びその意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の縦覧場所に提出すること。

令和元年9月13日

丹波県民局長 飯塚功一

1 緑豊かな環境形成地域の名称

丹波地域

2 整備計画の名称

丹波篠山市上立杭地区整備計画

3 整備計画の区域

丹波篠山市今田町上立杭（区域は縦覧に供する整備計画案に示す。）

4 整備計画案の縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課及び丹波篠山市まちづくり部地域計画課

5 整備計画案の縦覧期間

令和元年9月13日（金）から同月26日（木）まで

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第135号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）の実施について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年9月13日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

1 審査に係る警備業務の種別及び級

(1) 空港保安警備業務1級及び2級

- (2) 施設警備業務1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
 - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
 - (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級
- 2 実施日時
- (1) 1級
令和元年10月18日（金）午前9時から正午まで
 - (2) 2級
令和元年10月18日（金）午後2時から午後5時まで
- 3 実施場所
- 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部本館1階101号室
- 4 審査対象者
- (1) 1級
検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）、常駐警備（以下「常駐警備」という。）、交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）、核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）及び貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって、同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - (2) 2級
空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備に係る旧検定であって、旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者
- 5 審査内容
- 審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。
- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
 - (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（前記(1)に掲げる者を除く。）
- 6 審査の申請手続
- (1) 受付期間
令和元年9月20日（金）から同月30日（月）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで）
 - (2) 審査定員
1級及び2級の合計で30人とする。
 - (3) 申請窓口
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。
ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所を管轄する警察署
ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署
 - (4) 提出書類
ア 審査申請書1通
イ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚

ウ 旧規則第8条に規定する合格証の写し

エ その他

(7) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。)

(4) 前記(3)のイに規定する営業所を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(7) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、前記(7)又は(4)に掲げるいずれかの書面

(5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

7 審査申請書の配布

審査申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課において配布している。

8 手数料

1級、2級ともに、4,700円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、審査申請書の受付後は返還しない。

9 携行品

印鑑及び筆記用具

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話(078)341-7441 内線3424